



中国の新会計準則と国際会計基準

適用範囲が拡大する中国の新会計準則と、今後の方向性について解説する。



Q 深圳の日系企業は新会計準則が適用されていると聞きましたが、北京や上海でも同じように新会計準則が適用されるようになるのですか。



A 中国の会計基準には、企業会計制度と新会計準則の二つがあります。企業会計制度は日系企業を含むほとんどの外国投資企業と一部の中国内資企業に適用されており、新会計準則は上場会社、金融機関、一部地域の大中型企業に適用されています。企業会計制度は2001年までに制定された現行の会計準則に基づいて作成されており、02年から外国投資企業に適用されました。新会計準則は2006年に制定されて07年から上場会社に適用され、08年には中央政府の国有企業と金融機関に適用範囲が拡大され、さらに09年までに35の省政府等の大中型国有企業にまで適用されました。中国政府は2010年末までに中国全土のすべての大中型国有企業に新会計準則を適用する予定です。

このような新会計準則の適用範囲の拡大の中で、新会計準則は一部の外国投資企業にも試行して適用されています。07年にはごく僅かですが中国国内で上場している外国投資株式会社に適用され、08年からは実験的に深圳市、山西省、雲南省等の大中型の外国投資企業にも新会計準則が適用されました。ただし、2010年4月現在で、新会計準則の外国投資企業への適用は、これらが実験的に試行されている地域にまだ限定されています。しかし、最近の財政部の発表によれば、いずれ中国全土にわたってすべての大中型の外国投資企業に対して新会計準則が適用される可能性があります。



Q 最近の財政部の発表とは何ですか。将来、外国投資企業に適用されるかもしれない新会計準則とはどのようなものですか。



A 中国財政部は、2010年4月2日に「中国企業会計準則と国際財務報告基準の持続的コンバージェンスのロードマップ」(财会[2010]10号)を発表しました。ここでいう中国企業会計準則とは新会計準則のことであり、多くの外国投資企業に適用されている現行の会計準則と企業会計制度ではありません。

国際財務報告基準とは International Financial Reporting Standards (IFRS) の略称で、国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board) によって制定された会計基準の総称です。国際財務報告基準 (IFRS) は、EU (欧州連合) を含む海外 117 カ国で会計基準として採用されています。以下、IFRS は国際会計基準と略称します。

この財政部の通知は、中国の新会計準則が今後どのような道筋を通じて国際会計基準と統合 (コンバージェンス) が行われるかの

ロードマップを示したものであり、その原案は09年9月に公開草案として発表されていましたが、若干の修正を経て2010年4月に正式に公表されました。

このロードマップによれば、06年に制定した新会計準則は国際会計基準と同等と評価されており、中国においては上場会社と非上場の大中型企業に適用され、その実施状況については安定的に有効に実施されていると報告されています。

国際会計基準については、08年に発生した国際金融危機に対処するためその一部について改訂作業が行われており、また、米国会計基準と国際会計基準との統合による改訂作業も進められています。これらの改訂作業は2011年6月に完了する予定ですが、中国財政部はこれらを積極的に支持しており、中国の新会計準則も合わせて2011年末までに改定を完了する予定となっています。

ロードマップの公開草案の解説では、現在の新会計準則は、基本準則、具体準則、応用指南の3部で構成されていますが、実際には個別の会計基準を制定する具体準則とそのガイダンスとしての応用指南は必ずしも整然と区別されていません。一部の重要な会計基準が応用指南に含まれており、会計基準は具体準則と応用指南に混然一体となって規定されています。

今後の改定作業では、基本準則は修正されませんが、具体準則と応用指南については国際会計基準の改定に合わせてその内容を一新するとともに、これまで応用指南に含まれていた会計基準はすべて具体準則に融合して一体化することになります。

また、現在の新会計準則については、財政部から別途「企業会計準則講義解説」という会計基準の解説書とガイドラインと事例解説書を合わせたような出版物が発行されていますが、改訂後の会計準則についてはガイドラインと事例解説を合わせた指南または応用指南 (ガイドライン) が制定される予定です。

このように2011年末までに改定される新会計準則は、基本準則、現在の具体準則と応用指南を一体化した具体準則、ガイドラインと事例解説を合わせた応用指南の3部構成となります。

4月に発表されたロードマップでは、新会計準則の改定作業は2011年末までに完成して、その後、十分な時間をかけて広報宣伝と教育訓練を施し、企業の準備作業を行った上で、中国の状況を勘案するとともに改定後の国際財務報告基準の効力発生のタイミングに合わせて、着実にすべての上場会社と大中型企業に改定会計準則を適用することを表明しています。

ロードマップの公開草案段階では、改定会計準則は2012年から適用するとしていましたが、4月の正式発表段階では、広報宣伝、教育、企業の準備作業に十分な時間を取って、着実に一步一步進めていくというニュアンスが表明されています。いずれにせよ、中国国内のすべての大中型企業に改定会計準則が適用されることが表明されており、日系企業を含むすべての大中型外国投資企業にも

近藤公認会計士事務所
公認会計士 近藤 義雄

適用されるものと思います。

なお、小企業については、2010年4月13日に財政部から「小企業会計準則の意見徴求に関する通知」(財会便[2010]15号)が発表されています。この意見徴求稿では、小企業の範囲、小企業のあるべき会計基準、小企業の提出すべき財務諸表の範囲と開示内容等についてどのように制定すべきかの公開質問状が記載されています。このように小企業については大中型企業とは異なる会計基準を新規に制定し、小企業に対して国際会計基準並みの新会計準則が過大な負担とならないよう別途、会計基準を制定する軽減措置が講じられる見込みです。

Q 中国財政部は国際会計基準へのコンバージェンスだけでなく、アドプション(直接採用)も考慮に入れていますか。将来、中国国内で国際会計基準が直接採用される可能性はありますか。

A 中国財政部は、これまで自国の会計基準を国際会計基準に統合するコンバージェンスを進めてきましたが、最近の国際的な動向としては、コンバージェンスよりも国際会計基準を直接採用するアドプションを選択する国が増えています。これはコンバージェンスを進めるだけでは、いつまでも自国の会計基準が国際会計基準に追いつかないことになり、国際会計基準を自国に有利な方向に改定するためには、国際会計基準を直接採用してその改訂作業に直接関係する方が自国にとって有利だとする議論があるからです。

中国財政部はこれまでコンバージェンス(統合)かまたはアドプション(直接採用)かについては言明を避けていましたが、4月のロードマップでは、自国の会計準則と国際会計基準とのコンバージェンスを持続的に推進する立場を堅持することを表明しました。

中国財政部は、コンバージェンスを進めていても国際会計基準の改定について積極的に参加して影響を与えることができると考えています。例えば、09年11月に改定された「関連当事者についての開示」(IAS第24号)について言えば、改定前の規定では、政府が支配または実質的な影響を有する企業については、その政府によって支配または影響を受けている他の企業との間の取引すべてについて情報開示しなければならないとされていました。これに対して中国では国有企業と国家資本が主要な地位を占める政府関連企業が比較的多く、すべての政府関連企業は相互に密接な関係を持っているため、国有企業等がすべての政府関連企業との取引情報を開示すると膨大な数の関連企業の情報開示が必要となります。したがって、新会計準則では形式的には同一の政府の支配を受けているが、実質的な支配関係が存在しない企業については関連当事者とは認定していません。国有経済から民間経済への移行過程にある中国、口

シア、東欧等の諸国から、政府関連企業の取引情報の開示を免除するように要請を受けて、改定後の「関連当事者についての開示」(IAS第24号)では、報告企業は支配または実質的な影響を有する政府との取引、同一政府に属する政府関連企業との取引について情報開示が免除されました。

中国財政部としては、このように国際会計基準の改訂作業に積極的に参加して影響力を行使するとともに、あくまでも自国の会計準則をコンバージェンス(統合)するだけとし、国際会計基準のアドプション(直接採用)は採用しない方針です。2010年4月12日に発表された財政部の会計司司長によるロードマップの解説「我が国の会計準則の国際的なコンバージェンスにより深化する発展段階」では、次のように述べています。

ロードマップは我が国の会計準則の国際的なコンバージェンスの基本的立場を明確にした。すなわちアドプションしないという立場で、「コンバージェンスは同等に等しいということではなく、相互に働きかけるものでなくてはならない」という原則を堅持するものである。これは我が国の特別な政治、経済、法律および文化の環境によって決定され、現在の我が国の会計法等の法律構造と監督管理の要請に適合するものである。

こうした中国財政部の考え方の背景には、中国は新興市場経済国家であり、先進国の市場経済とは異なったメカニズムが存在しているという状況があります。例えば、中国の証券市場を見れば、同一の会社であっても、A株(国内人民元株)、B株(海外外貨株)、H株(香港株)等の株価には差異があります。新規公開株式の株価とその後の流通市場の株価の間にも大きな相違が存在します。中央政府の政策に敏感に反応し、個人投資家の動向に左右される株価は日常的に短期間で大幅に変動しています。

このような新興市場経済国家としては、例えば公正価値の測定についても先進国の市場経済に基づく測定手法をそのまま導入することはできません。中国は先進国ではなく新興市場経済国家に適用可能な公正価値の実行可能な決定方法を提案する予定です。

また、財務諸表についても中国の経済社会の実態を反映した会社法と会計法に基づいて表示方法が法制化されており、改定後の国際会計基準が要求する新しい表示方法は必ずしも中国の既存の関連法規に適合するとは限りません。中国財政部としては、現行の財務諸表の表示と項目は実務において何ら問題は生じておらず、大きな改正を行えば法的に重大な障害が発生する恐れがあると述べています。